

安佐南工場焼却施設に係る維持管理計画 1

「排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値」

公害防止基準

1) 排ガス基準値（乾きガス基準）等

焼却炉の立上げ、立下げ時にも適用します。

(1) ばいじん

集じん器出口以降で 0.01 g/Nm^3 以下 (O_2 12%換算値)

(2) 硫黄酸化物濃度

除去装置出口以降で 8 ppm以下 (O_2 12%換算値)

(3) 塩化水素濃度

除去装置出口以降で 30 ppm以下 (O_2 12%換算値)

(4) 窒素酸化物

除去装置出口以降で 50 ppm以下 (O_2 12%換算値)

(5) ダイオキシン類

煙突出口で 0.05 ng-TEQ/Nm^3 以下 (O_2 12%換算値)

(6) 排出量（2炉あたり）

- | | |
|-----------|------------------------------------|
| ① 排ガス（湿り） | $151,500 \text{ Nm}^3/\text{h}$ 以下 |
| ② 排ガス（乾き） | $120,000 \text{ Nm}^3/\text{h}$ 以下 |
| ③ ばいじん | $1,467 \text{ g/h}$ 以下 |
| ④ 硫黄酸化物 | $1.2 \text{ Nm}^3/\text{h}$ 以下 |
| ⑤ 塩化水素 | $4.4 \text{ Nm}^3/\text{h}$ 以下 |
| ⑥ 窒素酸化物 | $7.3 \text{ Nm}^3/\text{h}$ 以下 |
| ⑦ ダイオキシン類 | $7,333 \text{ ng-TEQ/h}$ 以下 |

2) 排水基準

(1) 下水道放流基準

- ① 放流先の種類 専用排水管を経由し、公共下水道へ放流します。

② 下水道排除基準

本施設の排水は再利用に適した水質に処理し、極力再利用します。

なお、余剰排水は、公共下水道に放流するものとし、その排水基準値は下記のとおりとします。

| 有害物質その他 | 基準値 |
|---------|-------|
| 温度 | 45℃未満 |

| 有害物質その他 | 基準値 |
|-------------------------|------------------|
| 水素イオン濃度 | 水素指数5 超え9 未満 |
| 生物化学的酸素要求量 | 5 日間に600mg/l 未満 |
| 浮遊物質 | 600mg/l 未満 |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類) | 5mg/l 以下 |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類) | 30mg/l 以下 |
| 窒素含有量 | 240mg/l 未満 |
| リン含有量 | 32mg/l 未満 |
| 沃素消費量 | 220mg/l 未満 |
| カドミウム及びその化合物 | カドミウム 0.1mg/l 以下 |
| シアン化合物 | シアン 1mg/l 以下 |
| 有機リン化合物 | 1mg/l 以下 |
| 鉛及びその化合物 | 鉛 0.1mg/l 以下 |
| 六価クロム化合物 | 六価クロム 0.5mg/l 以下 |
| 砒素及びその化合物 | 砒素 0.1mg/l 以下 |
| 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 | 水銀 0.005mg/l 以下 |
| アルキル水銀化合物 | 検出されないこと |
| ポリ塩化ビフェニル(PCB) | 0.003mg/l 以下 |
| トリクロロエチレン | 0.3mg/l 以下 |
| テトラクロロエチレン | 0.1mg/l 以下 |
| ジクロロメタン | 0.2mg/l 以下 |
| 四塩化炭素 | 0.02mg/l 以下 |
| 1・2-ジクロロエタン | 0.04mg/l 以下 |
| 1・1-ジクロロエチレン | 0.2mg/l 以下 |
| シス-1・2-ジクロロエチレン | 0.4mg/l 以下 |
| 1・1・1-トリクロロエタン | 3mg/l 以下 |
| 1・1・2-トリクロロエタン | 0.06mg/l 以下 |
| 1・3-ジクロロプロペン | 0.02mg/l 以下 |
| チウラム | 0.06mg/l 以下 |
| シマジン | 0.03mg/l 以下 |
| チオベンカルブ | 0.2mg/l 以下 |
| ベンゼン | 0.1mg/l 以下 |
| セレン及びその化合物 | セレン 0.1mg/l 以下 |
| フェノール類 | 5mg/l 以下 |
| 銅及びその化合物 | 銅 3mg/l 以下 |
| 亜鉛及びその化合物 | 亜鉛 2mg/l 以下 |
| 鉄及びその化合物(溶解性) | 鉄 10mg/l 以下 |
| マンガン及びその化合物(溶解性) | マンガン 10mg/l 以下 |

| 有害物質その他 | 基準値 |
|------------|--------------------|
| クロム及びその化合物 | クロム 2 mg / l 以下 |
| ふっ素及びその化合物 | フッ素 1.5 mg / l 以下 |
| ほう素及びその化合物 | ホウ素 230 mg / l 以下 |
| ダイオキシン類 | 10 pg - TEQ / l 以下 |

3) 騒音基準

工場敷地境界線において遵守します。

| 時間区分 | 基準値 |
|----------------------------|-----------|
| 夜間 (午後10時～翌日の午前6時) | 45 デシベル以下 |
| 朝・夕 (午前6時～午前8時、午後6時～午後10時) | 50 デシベル以下 |
| 昼間 (午前8時～午後6時) | 55 デシベル以下 |

4) 振動基準

工場敷地境界線において遵守します。

| 時間区分 | 基準値 |
|-------------------|-----------|
| 夜間 (午後7時～翌日の午前7時) | 55 デシベル以下 |
| 昼間 (午前7時～午後7時) | 60 デシベル以下 |

5) 悪臭基準

(1) 工場敷地境界線の規制基準

臭気指数1.3以下とします。

(2) 気体排出口 (煙突出口) の規制基準

最大着地濃度 (大気拡散式を用いて算出) において臭気指数1.3以下とします。

(3) 排出水の規制基準

工場敷地境界線において臭気指数2.9以下とします。